

多機能型事業所ちやちやまる

令和7年度以降

福祉・介護職員等処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

令和6(2024)年6月の介護報酬改定において今までの加算が一本化され「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設されました。多機能型事業所ちやちやまるでは、新加算Ⅱを取得しております。加算要件のひとつである職場環境等要件の当法人の取り組みを下記の通り公表いたします。

職場環境要件

○入職促進に向けた取組

・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

○両立支援・多様な働き方の推進

・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

・有給休暇が取得しやすい環境の整備

○腰痛を含む心身の健康管理

・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上のための業務改善の取組

・現場の見える化（課題の抽出・課題の構造化・業務時間調査の実施等）を実施している

・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

・業務ソフト（記録・情報共有・請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末・スマートフォン端末）の導入

○やりがい・働きがいの醸成

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員への気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供